

上田市立幼稚園設置条例及び上田市保育所条例の一部改正について

1 改正の趣旨

上田市立ちぐさ幼稚園の認定こども園への移行及び上田市まるこ保育園の開園のため、上田市立幼稚園設置条例、上田市保育所条例について所要の改正を行う。

2 改正の背景等

(1) 上田市立幼稚園設置条例

- ・保育を必要とする児童の受入れや未就園の家庭に対する子育て相談体制など、市立幼稚園に求められる市民ニーズが多様化、高度化している。
- ・これらに対応するため、上田市立ちぐさ幼稚園を幼稚園型の認定こども園へ移行することとし、保護者会、丸子地域協議会などで協議を重ね、先般、認定権者である長野県の認定がされたことから、令和3年4月に移行予定となった。
- ・なお、在園児は卒園まで現在と同様のサービスを受けられるよう対応する。

(2) 上田市保育所条例

- ・上田市保育園等運営計画に基づき、上田市みなみ保育園、上田市東内保育園及び上田市立わかさ幼稚園（平成30年度末廃止）の3園を廃止し、新たな統合保育園を整備することについて、平成27年から断続的に丸子統合園検討委員会、丸子地域協議会などで協議を行ってきた。
- ・新たな統合保育園は、旧わかさ幼稚園（丸子中央小学校横）の跡地に建設することとして、平成31年3月に着工、協議によって決定した「上田市まるこ保育園」の名称で、令和3年4月に定員120名で開園予定となった。
- ・なお、上田市みなみ保育園、上田市東内保育園に通園する児童のうち年中児以下の児童は、まるこ保育園に優先的に通園できるよう対応する。

3 条例案の概要

(1) 上田市立幼稚園設置条例

ア 市立幼稚園が1園のみであることから、改正に合わせて題名を「上田市立ちぐさ幼稚園設置条例」に改める。

イ ちぐさ幼稚園が認定こども園法（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号））による認定こども園の認定を受けていることを規定する。

ウ 幼稚園の保育料について、上田市保育所条例を準用することを規定する。

(2) 上田市保育所条例

保育園の位置及び名称を規定する第2条の表について、上田市みなみ保育園（上田市腰越1376番地1）、上田市東内保育園（上田市東内2570番地1）を、上田市まるこ保育園（上田市上丸子895番地）に改める。

4 施行期日

令和3年4月1日から施行する。